

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「に支給する場合には百分の百七十、」を「及び」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

第二条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表中「九二一、〇〇〇円」を「九〇五、〇〇〇円」に、「七九七、〇〇〇円」を「七八四、〇〇〇円」に改める。

第八条第二項中「及び」を「に支給する場合には百分の百五十五、」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十二年一月一日から施行する。